

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

規制の名称：法務大臣による外国法事務弁護士の承認における職務経験要件の緩和

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：法務省大臣官房司法法制部審査監督課

評価実施時期：令和元年10月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

外国法事務弁護士となるための法務大臣の承認の要件について、外国法事務弁護士についての一定の能力・資質・倫理を担保するため、外国弁護士となる資格を取得した後、その資格に基づき、当該資格取得国等において3年以上の実務経験を積むことを必要としている（このような期間を「職務経験期間」という。）一方で、外国弁護士の資格を有する者が日本国内の法律事務所等に雇用され、資格取得国の法に関する知識に基づいて労務を提供した場合には、当該労務提供期間のうち1年を限度として上記職務経験期間に算入できるとされている。

そこで、現行法の要件をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

外国法事務弁護士となるための法務大臣の承認の要件について、外国法事務弁護士についての一定の能力・資質・倫理を担保するため、外国弁護士となる資格を取得した後、その資格に基づき、当該資格取得国等において3年以上の職務経験期間を必要としている一方で、外国弁護士の資格を有する者が日本国内の法律事務所等に雇用され、資格取得国の法に関する知識に基づいて労務を提供した場合には、当該労務提供期間のうち1年を限度として上記職務経験期間に算入できるとされている。

現行法下においては、外国弁護士の資格を取得した者が日本で長く労務提供の経験を積んだにもかかわらず、1年しか職務経験期間に算入できないために、意欲があり、日本の法文化や実務にも精通した外国弁護士が外国法事務弁護士となることができないとの指摘がされている。

このような指摘を受け、法務省と日本弁護士連合会が共同事務局となり、弁護士、外国法事務弁護士等の有識者で構成する「外国法事務弁護士に係る検討会」のとりまとめ報告書において、上記職務経験要件を緩和し、外国における実務経験として必要な期間を短縮することとされたところである（なお、外国法事務弁護士にも、日本国籍を有する者も含まれているところ、こうした者についても同様に外国法事務弁護士の承認を受けやすくなるというメリットも考えられる。）。

以上から、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号。以下「外弁法」という。）を改正し、職務経験要件について、日本国内における労務提供期間の算入上限を現行の1年から2年に拡大することにより、同要件を緩和することとしている。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

特段発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

特段発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

今般の改正案は、国内における労務提供期間の算入上限を拡大することにより、国内でより長期の労務提供をした場合に限って職務経験要件の緩和をするものである。

職務経験要件については、外国法事務弁護士の承認申請者が、原資格国法等に関する法律事務を取り扱うに足りる十分な能力・資質を有し、かつ適切な監督の下で倫理的にも外国弁護士として欠けるところがなかったことを制度的に担保する要件であり、外弁法施行（昭和63年）以降、次のとおり数回にわたり改正が行われ、緩和されてきた。

- 外弁法制定時 職務経験期間5年以上（労務提供期間の算入なし）
- 平成6年改正後 職務経験期間5年以上、労務提供期間を2年まで算入可能
- 平成10年改正後 職務経験期間3年以上、労務提供期間を1年まで算入可能

このように数回にわたる緩和によっても、外国法事務弁護士の質の低下等については特段の指摘がされている状況にはなく、上述した「外国法事務弁護士制度に係る検討会」においては、更なる緩和に向けた前向きな検討をすること等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

このような外国法事務弁護士については、日本弁護士連合会の指導監督を受け、非違行為については日本弁護士連合会の懲戒処分を受けるほか、2年ごとに業務財産の状況等を示す申告書を提出することとされており（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則（昭和62年法務省令第7号）第9条第2項）、報告内容に応じ、更なる報告を求めることもできるところ、このような手段を通じて、外国法事務弁護士の業務状況を適切に把握し、最終的には承認の取消処分をすることが可能である。これまでの複数回の職務経験要件緩和の際にもこうした枠組みであったが、その枠組みを変更し、より監視体制を強化しなければならない等の必要が生じたことはない。今回の緩和後も、従来の枠組みを変更することなく臨むことが可能であると考えている。

以上のとおり、今般の改正案は、国内における労務提供期間の算入上限を1年拡大することにより、国内でより長期の労務提供をした場合に限って職務経験要件の緩和を図るものであり、これによって、外国法事務弁護士の質の低下のリスクが懸念され、それを防止するための費用の増大につながるといった事態は想定されない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

該当なし。

ただし、「外国法事務弁護士制度に係る検討会」においては、職務経験要件の緩和の方策として、
(1) 現行の職務経験期間3年以上を維持しつつ、労務提供期間の算入上限を1年から2年に拡大する案

(2) 現行の職務経験期間3年以上を2年以上に短縮し、労務提供期間の算入上限は現行の1年を維持する案

の二つの考え方が示されたところである。

これらの2案は、いずれも外国において必要とされる実務経験期間を最低1年で足りるものとする点で共通しており、職務経験要件緩和に対するニーズに応えるもので合理性があると考えているが、職務経験期間として外国における一定期間の実務経験を要件として課すことは、外国法事務弁護士となるための能力・資質等を制度的に担保する手段として依然として重要であることや外国法制との比較などを踏まえ、上記の(1)の案を採用することとしたものである。その過程では、⑥に述べたような、緩和に伴うリスクと費用について、相対的に小さいものとして(1)が妥当であるとの点も考慮したところである。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

施行後5年以内を目途に行う予定である。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

年度ごとの承認及び承認取消しの件数